

議案第六十三号

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十六年十一月二十二日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、寒冷地手当」を削る。

第二十六条第一項第一号中「、住居手当及び寒冷地手当」を「及び住居手当」に改める。

第三十一条第二項中「、第十六条の二及び次条」を「及び第十六条の二」に改める。

第三十二条を削り、第三十二条の二を第三十二条とする。

別表第四中「第三十二条の二」を「第三十二条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

寒冷地手当を廃止する必要がある。

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

資 料

新 条 例

（給料）

第二条 給料は、杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年杉並区条例第三号。以下「勤務時間条例」という。）第二条、第三条第一項及び第二項並びに第五条第一項に規定する正規の勤務時間（第十九条第三項を除き、以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当を除いたものとする。

旧 条 例

（給料）

第二条 給料は、杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年杉並区条例第三号。以下「勤務時間条例」という。）第二条、第三条第一項及び第二項並びに第五条第一項に規定する正規の勤務時間（第十九条第三項を除き、以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び災害派遣手当を除いたものとする。

2 略

(休職者等の給与)

第二十六条 休職者となつた職員(次項に規定する職員を除く。)に対しては、休職等の期間中次の区分により給与を支給することができない。

一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職期間が満二年に達するまでは、これに給料、扶養手当、調整手当及び住居手当のそれぞれの百分の八十

二及び三 略

(特定職員についての適用除外)

第三十一条 略

2 第十一条から第十三条まで、第十五条及び第十六条の二の規定は、再任用職

2 略

(休職者等の給与)

第二十六条 休職者となつた職員(次項に規定する職員を除く。)に対しては、休職等の期間中次の区分により給与を支給することができない。

一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職期間が満二年に達するまでは、これに給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び寒冷地手当のそれぞれの百分の八十

二及び三 略

(特定職員についての適用除外)

第三十一条 略

2 第十一条から第十三条まで、第十五条、第十六条の二及び次条の規定は、再任用職

員には、適用しない。

員には、適用しない。

(寒冷地手当)

第三十二条 職員のうち任命権者が定める日(以下「基準日」という。)において寒冷地に所在する公署として任命権者が指定するもの(以下「指定公署」という。)に勤務する職員には、寒冷地手当を支給する。基準日の翌日から任命権者が定める日まで間に採用、異動等の事由により職員として指定公署に勤務することとなつた者(この条の規定により寒冷地手当の支給を受けていた者及び任命権者が定める職員を除く。)に対しても同様とする。

2 | 任命権者が指定する地域(以下「指定地域」という。)に所在する指定公署に勤務する職員の寒冷地手当の額は、基準額に、基準日(基準日の翌日から前項後段の任命権者が定める日までの間に新たに職員となつた者にあつては、職員となつた日。以下

同じ。）における職員の世帯等の区分に応じ、一万六千五百円を超えない範囲内で任命権者が定める額を加算した額とする。

3 | 指定地域以外の寒冷地に所在する指定公署に勤務する職員の寒冷地手当の額は、基準額とする。

4 | 前二項に規定する基準額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養親族が三人以上ある職員にあつては十六万三千七百元、扶養親族が一人又は二人ある職員にあつては十三万六千五百円、扶養親族のない職員にあつては八万二千九百元を、その他の職員にあつては五万九千二百円を超えない範囲内で指定公署ごとに任命権者が定める額とする。

5 | 第一項後段の規定により寒冷地手当の支給を受ける職員の寒冷地手当の額は、第二項及び第三項の規定にかかわらず、寒冷地

手当の支給を受けることとなつた日における当該職員の世帯等の区分をもつて基準日における当該職員の世帯等の区分とした場合に算出されるこれらの規定による寒冷地手当の額の範囲内で、当該職員が当該指定公署に勤務することとなつた日その他の事情を考慮して任命権者が定める額とする。

6 第一項の規定により寒冷地手当の支給を受けた職員につき、任命権者が定める期間内に、次に掲げる事由が生じた場合（任命権者が定める場合を除く。）には、当該職員に、その事由が生じた日における当該職員の指定地域の区分、指定公署の区分及び世帯等の区分等の寒冷地手当の額の算出の基礎となるべき事項をもつて基準日における算出の基礎とした場合に算出される寒冷地手当の額等を考慮して任命権者が定める額を追給し、又は返納させるものとする。

一 寒冷地手当の額の異なる指定公署又は

指定公署以外の公署への異動

二 世帯等の区分の変更

三 職員でなくなること。

四 前三号に掲げるもののほか、任命権者が定める事由

7 指定地域以外の指定公署の所在する寒冷地に豪雪があつた場合においては、任命権者の定めるところにより、第一項の規定により寒冷地手当の支給を受けた職員（任命権者が定める職員を除く。）に当該支給額のほか、七千五百円を超えない範囲内で任命権者が定める額を寒冷地手当として支給する。

8 前七項に規定するものを除くほか、寒冷地手当の支給日、支給方法その他支給に關し必要な事項は、任命権者が定める。

9 任命権者は、第一項、第二項及び第四項から前項までに規定する定めをするについては、人事委員会の承認を得るものとする。

第三十二条略  
(災害派遣手当)

---

第三十二条の二略  
る。  
(災害派遣手当)